

江東区立東砂小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

また、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」という共通認識に立ち、児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

いじめを把握したら、何よりも被害者保護を最優先し、二次被害（不登校、自傷行為、仕返し行動など）を未然に防ぐため、いじめられている児童・生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向すると共に、傷ついた心のケアを行う。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、【校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表】による「東砂小学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は速やかに開催し、早期対応にあたる。

【東砂小学校いじめ対策委員会の主な役割】

- (1) 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間活動計画の作成・実行の中核的役割を担う。
- (2) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) 年間4回、定例会議を開催し、現状の確認や対応の進捗状況等を確認する。
- (4) いじめの疑いのある場合には緊急会議を開催し、情報の共有や調査を実施し、いじめの認知を行う。また、今後の指導・援助の体制の構築、方針についての協議等を行う。
- (5) 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行い、PDCA サイクルで検証を行う役割を担う。

令和6年度 東砂小学校いじめ対策委員会 委員名簿

役職	職名等	氏名	○印
相談役	校長、副校長		
相談役	学校評議員・青少年委員		
委員長	生活指導主任（主幹教諭）		
副委員長	教務主任（主幹教諭）		
学年主任	教諭		
	教諭		
	主任教諭		
	教諭		
	教諭		
	教諭		
不登校担当	教諭		
特別支援委員	養護教諭		
相談役	スクールカウンセラー		

HP 掲載用なので氏名を出していません

3 いじめの未然防止の取組

(1) わかる授業づくり……児童・生徒一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

具体的な取組内容【箇条書き】

- 電子黒板・書画カメラ・タブレット等のICT機器の効果的な活用
- 主体的に学ぶ問題解決学習の推進
- こうとう学び方スタンダードの徹底と朝学習や放課後学習で個に応じた指導による基礎・基本の定着
- 算数における習熟度別指導等の個に応じた指導の充実
- 外部講師や地域の教育力を生かした授業の導入
- 校内外の研修や指導力の向上を図るためのOJTの実施
- 毎週の学年会で、指導や教材の共有

(2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童・生徒がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- 特別の教科「道徳」における子供たちが自分事として捉え主体的な道徳的実践力につなげる授業改善。
- 「いじめ総合対策第2次・一部改定 下巻」の実践プログラム等の活用
- 学校公開や道徳授業地区公開講座などにおける家庭・地域との連携
- 学級や代表委員会での話し合いを基にした児童の主体的ないじめ防止の取り組みの推進
- 年3回のふれあい月間でのいじめに関する授業や「ふれあいキャンペーン」を行い、他者とよりよい関わりをもつための取り組みの実施

(3) 体験活動の充実……児童・生徒が主体的にいじめ未然防止に取り組んだり、他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動（ソーシャルスキル・トレーニング等）を、体系的・計画的に実施したりする。

具体的な取組内容【箇条書き】

- たてわり班活動や、「保・幼・小中連携」を通し、異学年交流を図る
- 特別支援学級の児童と一緒に行事や授業に参加することで関わりをもつ
- 気持ちの良い挨拶ができるようになるよう、挨拶指導を行う
- 委員会活動やクラブ活動を通して、他者と協力してより良い学校生活ができるようにする
- 保護者や地域の方と行事などで関わる関わる機会をもつ
- 人権の花の取り組みや学級園、ビオトープを活用した学習、生き物の世話などを通して生命とふれあう活動の実施

(4) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童・生徒の自己肯定感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容【箇条書き】

- OJT等で教員同士がお互いの学級経営の工夫を共有し改善に努める
- 学活などで、友だちのよいところや自分ががんばったことについて発表する。また、課題を自分たちでよりよく解決する体験を積み重ね、自信をもたせる
- 係活動やクラス遊び、行事の計画・実施を通して、自己有用感をもたせる
- 自分のめあてを立てたりふり返ったりし、自己をみつめる

(5)インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策……全校児童・生徒の Chromebook の使用方法や、インターネット・スマートフォンの使用状況等の現状把握に努め、児童・生徒及び

具体的な取組内容【箇条書き】

- ネット上のいじめをテーマとしたセーフティ教室や親子スマホ教室（高学年）などの実施
- 保護者会等での情報共有と保護者への啓発
- 東砂小 SNS ルールの指導及び資料配付、家庭ルール作りの啓発など保護者との連携
- 計画的な情報モラル教育の推進および「GIGA ワークブックとうきょう」の活用

(6)「SOS の出し方に関する教育」の推進……児童・生徒が不安や悩みを抱えたときに、適切に助けを求められるよう、全校児童・生徒に対して繰り返し指導を行う。

- 5年生での「SOS の出し方」の DVD を活用した指導
- 相談することの大切さの講話と資料の配付、説明
- ふれあい月間での児童面談の活用
- 教職員からの温かい声かけと相談しやすい雰囲気作り
- 「だれでもそうだんカード」の活用

(7)いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方、実際にいじめが起きた場合の具体的な対応方法など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容【箇条書き】

- スクールカウンセラーによる児童観察と担任へのフィードバック
- 年3回のふれあい月間に合わせて、教員を対象としたいじめ防止研修の実施
- 年度当初のいじめ防止基本方針の確認と生活指導夕会、月に1回の校内委員会と職員会議で、指導方向や対応の共有
- 児童理解のための研修の実施

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回、児童に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- 「いじめアンケート」の実施（ふれあい月間に合わせた、年間3回のアンケート実施）
- アンケートに基づく担任による個別面談の実施、ふれあい月間での個人面談
- スクールカウンセラーによる児童観察や面談を行い、担任へのフィードバックをする
- 教員を対象としたいじめ防止研修の実施
- 些細に見えるトラブルや課題なども週案への記録や学年で情報共有をすると共に、生活指導主任や管理職へ報告をする。

- (2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全児童・生徒を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- 5年生のSCによる全員面談
- 年間を通した「だれでも相談」の実施
- 必要に応じた、担任、養護教諭、スクールカウンセラーなどによる面談の実施
- SSWや外部機関との連携

- (3) 個人面談、家庭訪問、連絡帳等の活用……連絡帳等を活用して、児童・生徒及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- 個人面談の実施、地域・保護者への相談窓口や、学校の取り組みに対する情報提供
- 保護者と連絡帳・電話により、迅速かつ円滑に情報共有と事実の確認をする
- 日頃から教員が児童へ積極的に声掛けをし、温かい人間関係づくりに努める
- 保護者を対象としたアンケートの実施
- 保護者会での情報交換

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消（※）を目指す。

（※）①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）。

②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。

- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童・生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童・生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

- (1) 法に規定されている「重大事態」の定義
 - ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。(児童・生徒が自殺を企図した場合等)
 - ② いじめにより児童・生徒が相当の期間(年間30日を目安とする)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- (2) 重大事態への対応
 - ① 学校は、重大事態が発生した場合、(児童・生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときその他の重大事態の疑いが生じた状況を含む。以下同じ。)、教育委員会へ事態発生について報告する。
 - ② 学校は、重大事態が発生した場合、学校または学校の設置者において「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、(1)②に定める重大事態については、学校に「いじめ問題調査委員会」を設置することを原則とする。
 - ③ いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
 - ④ 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置した場合、調査結果を教育委員会に報告する。
 - ⑤ 学校の設置者は、「いじめ問題調査委員会」の調査結果を踏まえた調査結果を踏まえた必要な措置をとる。